

北海道入札監視委員会の概要

北海道入札監視委員会の概要

1 根拠法令等

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（H13施行）に基づく「適正化指針」（H13決定）

『各省各庁の長等（地方公共団体の長を含む。）は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。』

2 北海道入札監視委員会（平成15年4月1日設置）

任 期	平成23年4月～平成25年3月
委 員	赤 淵 由紀彦（弁護士） 伊勢田 和幸（会社経営者） 大野 由夏（北海道大学准教授） 蟹江 俊仁（北海道大学教授） 柴口 幹男（公認会計士） 吉岡 征雄（弁護士）

※五十音順、敬称略

3 所掌事務

- (1) 入札・契約手続の運用状況等の監視
- (2) 工事等案件の抽出審議、意見具申・勧告
- (3) 入札契約制度の適正化に関する連絡会議（議長：副知事）からの審議依頼を受け、意見具申
- (4) 再苦情の審議（入札・契約手続、指名停止等）
- (5) 談合情報の審議
- (6) 道職員からの公共調達に係る通報の窓口

4 開催状況（平成22年度）

開催年月日	審議内容
第1回定例会 平成22年5月17日	・報告：入札契約執行状況（3月末） ・議事：北海道における談合情報対応手続の説明及び協議
現地調査 平成22年7月9日～7月30日	・留萌振興局、渡島総合振興局、オホーツク総合振興局（建設管理部を含む3総合振興局・振興局）における調査
第2回定例会 平成22年10月19日	・報告：入札契約執行状況（6月末） 談合情報への対応状況 ・議事：現地調査の結果
第3回定例会 平成23年1月17日	・報告：入札契約執行状況（9月末） 談合情報への対応状況 ・抽出審議：（審議件数1件：根室振興局林務課案件）
第4回定例会 平成23年3月24日	・報告：入札契約執行状況（12月末） 談合情報の集計情報 ・議事：今後の入札監視の視点等について協議

北海道入札監視委員会委員名簿

平成23年4月現在

	平成15年4月～	平成17年4月～	平成19年4月～	平成21年4月～	平成23年4月～
委員長	伊藤 隆道 (弁護士)	笠原 篤〈再任〉 (北海道工業大学教授)	浅水 正〈再任〉 (弁護士)	白石 悟〈再任〉 (北海道工業大学教授)	
委員長代理	笠原 篤 (北海道工業大学教授)	浅水 正 (弁護士)	白石 悟 (北海道工業大学教授)	赤淵 由紀彦 (弁護士)	
委員	梶井 祥子 (北海道武蔵女子短期大学助教授)	高井 哲彦〈再任〉 (北海道大学大学院助教授)	肥前 洋一 (北海道大学大学院准教授)	柴口 幹男 (公認会計士)	赤淵 由紀彦〈再任〉 (弁護士)
	高井 哲彦 (北海道大学大学院助教授)	森川 潤一 (公認会計士)	森川 潤一〈再任〉 (公認会計士)	肥前 洋一〈再任〉 (北海道大学大学院准教授)	伊勢田 和幸 (会社経営者)
	花岡 英司 (公認会計士)	安田 睦子 (コンサルタント)	山本 千雅子 (会社経営者)	山本 千雅子〈再任〉 (会社経営者)	大野 由夏 (北海道大学大学院准教授)
				吉岡 征雄 (弁護士)	蟹江 俊仁 (北海道大学工学研究院教授)
					柴口 幹男〈再任〉 (公認会計士)
					吉岡 征雄〈再任〉 (弁護士)
通報窓口委員			浅水 正 H19.8.30～ (弁護士)	赤淵 由世彦 (弁護士)	赤淵 由紀彦 (弁護士)

* 委員は五十音順、敬称略

北海道入札監視委員会設置要綱改正の経過

◎所掌事務に係る改正

月日	所掌事務	備考
当初	①入札・契約手続の運用状況等の報告を受ける。	
	②工事等案件の抽出審議、意見具申・勧告	
	④入札・契約手続に係る再苦情の審議	
H18.8.1	③入札契約制度の適正化に関する連絡会議からの審議依頼を受け、意見具申	H18.7.27連絡会議設置
H19.1.25	⑤指名停止等に係る再苦情の審議	H19.1.25要領制定
H19.8.30	⑥談合情報の審議	H19.8.30対応手続改正
	⑦公共調達に係る通報窓口	H19.8.30要領制定

◎その他の改正

月日	改正内容	備考
H15.6.2	機構改正に伴う事務局の名称変更	
H16.4.1	機構改正に伴う事務局の名称変更	
H17.4.1	機構改正に伴う事務局の名称変更	
H18.4.1	機構改正に伴う事務局の名称変更	
H18.8.1	開催要件及び議事の議決要件を追加	
H21.2.18	委員定数を変更(5名 → 6名)	

北海道入札監視委員会審議実績等について

◎意見具申

月日	委員会	内容	備考
H16.3.26	H15第3回	ランダム・カットの評価等	
H19.3.27	H18第5回	一般競争の拡大等	

◎入札契約制度の適正化に関する連絡会議からの審議要請

月日	委員会	内容	備考
H19.5.30	H19第1回	①入札契約制度の適正化に係る取組方針の策定 ②談合情報対応手続の改正	
H19.7.26	H19第2回		

◎再苦情審議

月日	委員会	内容	備考
H17.2.18	H16第3回	十勝支庁 制限付一般競争(設計施工一括) 入札参加資格等	・入札・契約手続
H17.3.1	H16臨時会		
H20.12.25	H20第3回	檜山支庁発注案件を要因とした競争入札参加排除	・指名停止等

◎談合情報

月日	委員会	内容	備考
			審議事案なし

●内部通報

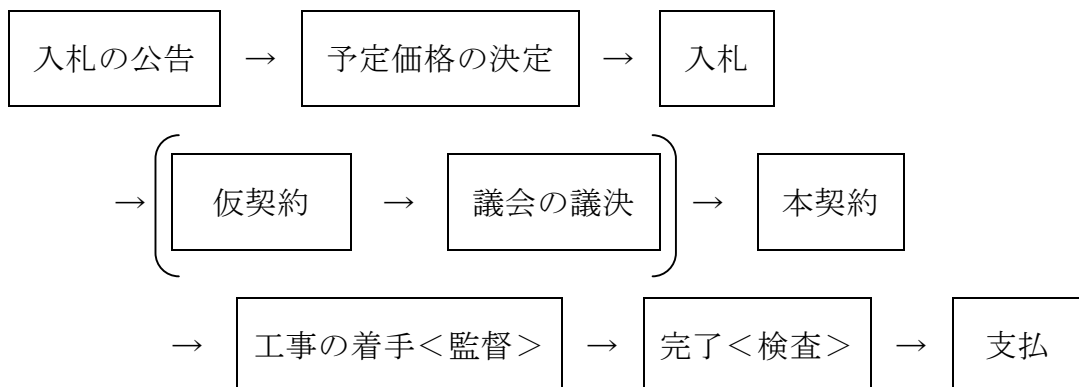
通報	処理	内容	備考
H19	H20	1件 通報者あて調査を開始する旨通知したところ、通報事実がない旨回答があったため、当該事務処理を了した。	以降、本人確認を厳格化

『北海道における入札制度等の概要について』

北海道など地方公共団体の入札・契約手続は、主に地方自治法令に拠るところとなります。

1 入札・契約の手順

事務の主な手順を例示すると、次のとおりです。



上記は一般競争入札で議会の議決を要する契約についての手順です。指名競争入札の場合は「入札の公告」に代わって「指名競争入札参加者の選考」及び通知、随意契約の場合は「入札」に代わって「見積書」による「見積合わせ」になります。

2 契約方法について

地方自治法第**234**条第1項において、地方公共団体の契約の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法により締結することになります（他に「せり売り」がありますが、工事等の契約においてはあり得ないので省略します。）。

地方自治法では、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合に、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」いわゆる自動落札方式を原則としています。

（注）道有財産の売払いに係る入札のような場合には、最も高い入札価格をもって落札者とするため、「最高」の価格をもって申込みをした者を落札者としますが、工事等の場合は、「最低」の価格をもって申込みをした者を落札者とするようになります。

なお、自動落札方式の例外として、地方自治法施行令において、「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」及び「総合評価方式」を認めています。

○ 低入札価格調査制度

あらかじめ基準価格を設定し、入札価格が当該基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査し、履行可能な場合、その者と契約を締結する方式で、現在道では、条件付一般競争入札による工事及び総合評価方式による工事において適用しています。

○ 最低制限価格制度

あらかじめ最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を自動的に落札者とするのではなく、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式で、現在道では、原則として **250** 万円を超える条件付一般競争及び総合評価を除く入札案件工事に適用しています。

なお、設計・測量等の工事関連業務の委託についても、原則として **100** 万円を超えるすべての入札案件業務に適用しています。

○ 総合評価方式

価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式ですが、落札決定するためには公平な判断が必要なことから、「落札者決定基準」を定める必要があり、また、その際に学識経験者から意見を聴取することが義務づけられています。

(1) 一般競争入札

ア 条件付一般競争入札

政府調達協定により、地方自治法施行令の特例規定として「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受ける23億円（平成22年度以降）以上の工事にあつては条件付一般競争入札によることとされています。

イ 制限付一般競争入札

道では、1千万円以上かつ、上記ア金額未満の工事にあつては、原則、制限付一般競争入札によらなければならないこととしています。

ウ 地域限定型一般競争入札

委託業務の内容等を勘案して、一般競争入札に地域要件を加味したものです。

現在、測量等の平易な委託業務を対象に実施しています。

(2) 指名競争入札

指名競争入札は、地方自治法施行令において、

- ・その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき
- ・その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき

に認められており、道では財務規則の運用方針で、「特殊な技術を必要とする工事等の場合」、「競争に加わるべき者が7人以下であるような場合」、「契約上の義務違反があるときは、道の事業に著しく支障をきたすおそれがある場合」には、指名競争入札によることができるとしています。

また、工事においては、1千万円未満の案件及び災害など発注に要する期間を短縮する必要がある案件については、指名競争入札によることができることとしています。

指名競争入札の実施に当たっては、あらかじめ各発注機関の長等で組織する指名選考委員会において指名する者の選考を行っています。

道では、指名選考手続の透明性、公正性を高めるため、指名基準を定めるとともに、指名選考過程（指名選考委員会での審議過程）を公表することとしています。

(注) 指名基準～Ⅰ 基本的基準

Ⅱ 事業別基準

Ⅲ 選定基準 ①受注意欲 ②履行経験 ③履行成績
④営業地域 ⑤機会均等 ⑥個別事由

なお、通常の指名競争入札のほか、道では、高度な知識、応用力及び分析力等を必要とする委託業務について、公募型競争入札を取り入れています。

(3) 随意契約

随意契約は、契約の目的物に代替性がないなど「その性質又は目的が競争入札に適さない」場合や、「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき」、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に行うことができるとされています。

道では、財務規則の運用方針で随意契約ができる場合を限定的に列挙しているほか、「随意契約のガイドライン」を定めて運用しています。

平成22年度（平成23年3月末現在）入札・契約状況（発注3部関係工事）（単位：件）

	農政	水産	林務	建築	土木	合計
条件付一般競争入札					1	1
制限付一般競争入札	722	70	408	163	2,648	4,011
小計	722	70	408	163	2,649	4,012
指名競争入札	11		14		975	1,000
計	733	70	422	163	3,624	5,012
随意契約	60			1	39	100
合計	793	70	422	164	3,663	5,112

3 発注権限

道では、総合振興局・振興局をはじめ多くの出先機関があります。道の建設工事等の発注は、本庁における建設部建築局計画管理課（入札執行等は、出納局）のほか、総合振興局・振興局など道内各地の出先機関で行っています。

また、本庁における契約締結権限は、知事にあります（5億円以上の工事等の契約にあつては、議会の議決を必要としています。）。したがって、契約の当事者は北海道知事です。ただし、部長等の専決事項として、5億円未満の工事等については部長等の決裁権限となっています。

なお、各出先機関の長に対しては、契約締結権限が財務規則により委任されており、各出先機関の長が契約の当事者になります。

4 工事等の種類

道の工事等の種類ごとの主な発注機関及び当該工事の資格を所管する部については、次表のとおりです。

資格の種類	主な発注機関	審査担当部
一般土木工事 舗装工事 鋼橋上部工事	総合振興局・振興局 (建設管理部入札契約課)	建設部 (建設管理局建設情報課)
建築工事 電気工事 管工事 建築設計	建設部 (建築局計画管理課)	
農業土木工事	総合振興局・振興局 (産業振興部調整課・農村振興課)	
水産土木工事	総合振興局・振興局 (産業振興部水産課)	水産林務部 (総務課)
森林土木工事 造林	総合振興局・振興局 (産業振興部林務課) (森林室森林整備課)	水産林務部 (総務課)
土木設計 測量 地質調査 塗装工事 道路標識設置工事 造園工事 機械器具設置工事 道路清掃 技術資料作成	総合振興局・振興局 (関係部関係課)	建設部 (建設管理局建設情報課)

(注) 主な資格の種類と工事の内容は、次のとおりです。

- ・一般土木工事：農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事及び特殊工事以外の土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP Sコンクリート工事を含みます。
- ・舗装工事：アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含みます。
- ・鋼橋上部工事：鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含みます。
- ・農業土木工事：農業農村整備事業等の土木工事（区画整理工事、水路工事、農道改良工事等）をいいます。
- ・水産土木工事：沿岸漁場整備開発事業等の土木工事（漁港工事を除く。）をいいます。

- ・森林土木工事：治山工事、林道造成工事等の土木工事をいい、環境生活部所管の公園工事を含まず。

5 道における競争入札参加資格

道では、建設工事や物品等の購入に当たり、あらかじめ競争入札に参加する者の資格を定めています。建設工事における平成23・24年度の予定価格に対応する等級区分（格付）は次のとおりです。

(単位：百万円)

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	鋼橋 上部	電気	管
A	① 100 以上	70 以上	55 以上	60 以上	100 以上	60 以上	50 以上	20 以上	25 以上
	② 250 未満 70 以上								
B	70 未満 35 以上	70 未満 40 以上	55 未満 25 以上	60 未満 35 以上	100 未満 40 以上	60 未満	50 未満	20 未満 7 以上	25 未満 8 以上
C	35 未満	40 未満 20 以上	25 未満	35 未満	40 未満			7 未満	8 未満
D		20 未満							